あなたは安全運転に自信がありますか

～高齢者運転免許証自主返納支援事業のお知らせ～

運転免許証の全部を自主返納された65歳以上の方を対象に、一人1回限りで、大利根交通自動車株式会社が運行する路線バスの回数券もしくは、布川交通のタクシーおよび利根町ふれ愛タクシーの利用券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

注意！

●運転免許証自主返納は、最寄りの警察署もしくは、運転免許センターで実施しております。詳細は、警察署もしくは運転免許センターへお問い合わせください。

●即日、回数券もしくは利用券の交付はできませんので、ご了承ください。

対 象 者　利根町の住民基本台帳に記録されている者のうち・下記に該当する者
①自主返納をしたとき満 65 歳以上の者
②満 64 歳の者で免許有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の１カ月前からその者の誕生日の前日までに自主返納をした者

申請期間　運転免許の取消通知書・運転経歴証明書の取消日（交付日）から５年以内

受付窓口　役場総務課　消防交通係

必要なもの
●高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（窓口にあります）
●運転免許証取消通知書の写しまたは運転経歴証明書の写し
●印鑑
※代理申請の方は・委任状が必要になります。（窓口にあります）

問い合わせ先　役場総務課　消防交通係　☎６８－２２１１（内線３１７）

内容　下記のいずれかを選択
① 大利根交通自動車株式会社が運行する路線バスの回数券 12,000 円分
② 町が指定するタクシー会社の利用券　12,000 円分
③ ①と②の両方の組み合わせで、12,000 円分（各 6,000 円）

急発進制御装置取付補助金のお知らせ

～高齢運転者とその家族・事故被害者たちを守る～

茨城県交通安全協会では、ブレーキとアクセルの踏み間違いを抑制する「急発進制御装置」の取り付けに対して、補助金を交付しています。

「事故を起こさない」だけでなく、「事故に遭わない」ためにも、高齢者はもちろんのこと、一人ひとりが交通ルールを遵守し、思いやりのある交通マナーを心がけましょう。

詳細につきましては、茨城県交通安全協会へお問い合わせください。

問い合わせ先　一般財団法人　茨城県交通安全協会
☎０２９－２４７－３３５５

内　容

対 象 者　以下の①～③すべての項目にあてはまる方
①茨城県内に在住　②満 70 歳以上
③後付けの「急発進制御装置」をご本人名義車両に設置した場合

金　額　一般財団法人茨城県交通安全協会の
会員 10,000 円　非会員 2,000 円
※現金での交付となります。
また、同一人に対して１回限りとなります。

申請方法　申請書にご記入のうえ、下記書類のコピーを最寄りの地区交通安全協会へお持ちください。
・自動車運転免許証・自動車検査証
・取付領収書・会員証（普通会員の場合）

申請期限　令和元年９月以降に急発進制御装置を取り付けた日から６カ月以内

利根町公民館 季節イベント第３弾

かんたん♪おいしい☆お菓子作り講座

～バレンタイン♡企画～

せっかくのバレンタインデー、好きな人やお世話になっている人に手作りお菓子を作ってみませんか？

日　時：２月13日（木）
午前 10 時～ 11 時 30 分

材 料 費：500 円

講　師：藤沢　ちひろ　氏

定　員：12 名（成人の方）

申し込み期限：１月 31 日（金）

※申し込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。

申し込み方法

直接提出の場合：申込用紙に記入し、84 円切手を貼った返信用封筒（自分の住所・氏名を記載）を利根町公民館へ持参してください。申込用紙は、利根町公民館、利根町生涯学習センター、利根町役場（４階　生涯学習課）に置いてあります。

メールの場合：①住所、②氏名（ふりがな）、③性別、④電話番号を記入し、題名にお菓子作り講座申し込みと書いて公民館（koumin@town.tone.lg.jp）へメールしてください。
※数日たっても、公民館より受付完了の返信がない場合、お電話で確認してください。

問い合わせ先　利根町公民館　☎６８－７８８１

じぶんの町は、じぶんたちで守る!!

消防団員募集!!

消防団って？

消防団は、町民、または町内勤務の方で消防団員として組織され、普段は本来の職を従事しながらも、火災などの災害時に出動し、消防署と協力して消火活動や防災活動などを行います。

消防団の数はいくつあるの？

町の消防団の組織構成は、消防団本部・14 個の分団および女性消防団で組織されております。
また、各分団の活動拠点として、消防機庫があり消防団活動関係資機材が整備されています。

女性でも入れるの？

町には、女性消防団の組織もありますので、女性の活動は可能です。
ただし、活動内容としては、火災予防の普及・啓発及び防火意識の向上を図る活動をしております。

入団後の待遇として

①年間一定の報酬、出動手当て、５年以上勤務者に退職報償金をそれぞれ支給
②消防団活動中にケガなどをした場合は、補償制度が適用
③活動作業服を支給
④職務に功労、功績があった場合は表彰の対象

入団対象者は、町内在住者または、町内勤務者で 18 才以上の健康な方であれば入団できますので、ぜひ利根町消防団で一緒に活動してみませんか？

問い合わせ先・入団希望受付窓口　役場総務課　消防交通係　☎６８―２２１１（内線３１７）